

長浜市介護・福祉事業者就職説明会等出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護・福祉人材の安定的な確保に向け、介護・福祉事業者の雇用促進を図るため、介護・福祉事業者が市外の就職説明会等のイベントに出展することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護・福祉事業者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業（以下単に「事業」という。）を実施する事業者をいう。

2 この要綱において、「介護・福祉事業所」とは、事業を実施するために介護・福祉事業者が運営する事業所又は施設をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する介護・福祉事業者とする。

(1) 長浜市内に介護・福祉事業所を有し、当該介護・福祉事業所において現に事業を営んでいること。

(2) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の介護・福祉事業所の雇用促進を目的として、市外で開催される就職説明会等のイベントに出展する事業とする。

2 補助金の交付は、1介護・福祉事業者につき1年度に1回限りとする。

3 補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる費用とする。

(1) 出展料

(2) 広告料

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額から、他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の交付額を除いて得た額以内とする。ただし、1介護・福祉事業者当たり5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市介護・福祉事業者就職説明会等出展

事業補助金交付申請書（別紙様式）を、補助対象事業を実施しようとする日までに市長へ提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象経費の金額を明らかにする書類とする。

（実績報告）

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業が完了したことを示す写真

(4) 補助対象事業を実施するために要した経費の領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の経理等）

第8条 補助金の交付を受けた介護・福祉事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（協力義務）

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて人材確保に関する情報提供等の協力を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別紙様式（第6条関係）

長浜市介護・福祉事業者就職説明会等出展事業補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
商号・名称 (※)
代表者氏名
電話番号

長浜市介護・福祉事業者就職説明会等出展事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、必要な範囲で私の住民基本台帳、市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納付に関する資料を閲覧されることについて同意します。

実施事業について	補助年度	年度
	目的及び内容	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付申請額	円	
添付書類	・ 事業計画書 ・ 補助対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 ・ 補助対象経費の金額を明らかにする書類（見積書等）	

※氏名を手書き（自署）しない場合は、記名押印をお願いします。